

刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び総合数値算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市が発注する建設工事の入札に参加しようとする建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者。以下「建設業者」という。）、測量・調査・設計・監理業者、工事用物件業者等の資格審査及び総合数値の算定に必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 資格審査は、刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）第5条及び第20条の規定に基づき提出された建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）について行うものとする。

(資格審査の基準日)

第3条 資格審査の基準日は、1月1日とする。

(総合数値算定基準)

第4条 建設業者の総合数値の算定は、法第27条の23の規定による建設業者の経営事項審査結果通知書の数値（以下「A」という。）、直前2年間の平均工事成績評定数値（以下「B」という。）及び直前1年間の工事成績評定数値による加算点（以下「C」という。）により、算定した数値とする。

(算式)

$$A \times \left(1 + \frac{B - 70}{100} \right) + C = \text{総合数値 (小数点以下切捨)}$$

ただし、「Bがないもの」及び「Bが65以上70以下のもの」はこれを70とする。

C 工事成績評定数値による加算点（工事1件につき）

工事成績 評定数値	59点以下	60点以上 64点以下	65点以上 79点以下	80点以上
加算点	-50	-20	0	20

2 前項以外の業者については、算定はしないものとする。

(総合数値の有効期間)

第5条 総合数値の有効期間は、資格審査した年の4月1日から、翌年の3月31日までとする。

(入札参加資格者名簿)

第6条 第2条の規定により審査された入札参加資格者名簿を作成するものとする。

(総合数値算定名簿)

第7条 第4条の規定により算定された建設業者の名簿を作成するものとする。

(名簿の公表)

第8条 第6条及び第7条の規定により作成した名簿は、次により公表するものとする。

- (1) 公表の期間は、公表した日から翌年度の3月31日までとする。
- (2) 公表の方法は、閲覧によるものとし、閲覧の場所は、総務部契約検査課とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び格付要領の規定は、平成7年3月20日から適用する。
(刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び格付要領の廃止)
- 3 刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び格付要領（昭和60年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び格付要領の規定は、平成8年3月18日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び格付要領の規定は、平成10年3月16日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び格付要領の規定は、平成12年3月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び格付要領の規定は、平成14年3月

22日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市建設工事等入札参加資格審査及び格付要領の規定は、平成16年3月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。